お知らせ

農業委員会･農林部は、10月16日から市役所前川本館3階（本館）で業務を開始

農業ひろさき

2017年11月1日　（第141号）
（平成29年11月1日）

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036－8551
弘前市大字上白銀町1－1
☎（0172）40－7104

栽培管理作業員の安定的な確保などを要請 －中弘地区農業委員会連絡協議会－

9月29日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長・成田繁則弘前市農業委員会会長）の役員5名が、中南地域県民局を訪れ、8月23日開催の平成29年度中弘地区農業委員会大会で決議された「栽培管理作業員の安定的な確保」「米政策改革」「農地中間管理機構による農地集積の促進」「農業委員会交付金の増額」に関する要望書を船木一人地域農林水産部長に手渡しました。

要望書を受け取った船木部長は、「内容については、本庁に伝えていく」とし、一部は「国の方針もあり難しい」としながらも、他制度の活用など要望案件ごとに考えを示しました。

また、同日、役員は青森県農業会議を訪れ、山本康樹会長に要望事項の実現に向けて協力を要請しました。山本会長は要望内容に理解を示し、「青森県農業委員会大会の要望に盛り込んでいく」との考えを示しました。



船木部長（写真左）と山本会長（写真右）に要望書を手渡す成田会長

収穫を祝い乾杯！ ～ひろさきりんご収穫祭～

9月23、24日の2日間にわたり、りんご公園において「ひろさきりんご収穫祭」が開催されました。

開会式では、蛯名副市長による開会宣言の後、乾杯用シードルが無料で振る舞われ、りんご収穫祭の開幕を祝い、関係者と来場者の皆さんで乾杯をしました。

同日開催の津軽オクトーバーフェストでは、シードルをはじめとする津軽地域で醸造されたお酒や、鳥井野獅子踊りをはじめとするステージパフォーマンスを楽しむ来場者で盛り上がりました。また、2日目は、りんご棒パン製作体験や巨大アップルパイの実演販売、りんごクイズラリーが行われたほか、ステージでは、やまぶき保育園のおゆうぎや、小沢小学校の合唱、りんご娘ライブ、りんご博士決定戦が行われました。なかでも「りんご王国王さま4世おひろめ」では、王さまとジャンケンをして、勝った人にはりんごジュース飲み比べ無料券がプレゼントされ、参加者から大きな歓声があがっていました。

2日間を通して天候に恵まれ、市内外からの多くの家族連れらでにぎわっていました。


来場者と一緒に乾杯で開幕した開会式


王さまとのジャンケンに歓声



／小沢小学校合唱（写真下）
鳥井野獅子踊り（写真上）

秋の農作業安全パトロールで事故防止呼びかけ



農作業の事故が多く発生していることから、10月4日、市と関係機関・団体から約30人が参加し、秋の農作業安全パトロールを行いました。

出発式（りんご公園）では、市から「これから主力品種であるふじの収穫時期を迎える。農作業事故ゼロを目指し、農家の皆様が怪我などなく笑顔で作業を終えられるよう関係機関と連携し、更なる注意喚起をする」とあいさつがありました。また、中南地域県民局からは、管内の農作業事故の状況説明があり、出発式の後、参加者は4班に分かれて、弘前市全域の広報パトロールを行い、農作業事故の防止の呼びかけや、農作業中の農家にチラシを配布するなどの啓発活動を実施しました。




弘前市・中南地域県民局地域農林水産部
つがる弘前農業協同組合・相馬村農業協同組合
津軽みらい農業協同組合・ひろさき広域農業共済組合・弘前市農業委員会　（参加団体）

弘前市青年交流会
「新たな出会いと発見」
～Winter Party2017～

夜景と料理を楽しみながら、
ステキなひとときをすごしませんか？



◆**日時**　12月10日（日）
午後6時30分～9時
◆**場所**　弘前パークホテル（土手町）
13階「ステラ」
◆**内容**　農業青年と一緒に夜景を見ながら、料理を楽しむ交流パーティーです。
◆**対象**　おおむね25歳～50歳の独身男女
（男性は市内に居住する農業青年）
◆**定員**　男女各20名
◆**参加料**　男性：4,500円・女性：2,500円
◆**その他**　男性は、スーツまたはジャケット着用でお越しください。
＜参加女性には、りんごをプレゼントします＞
◆**申込締切**　12月1日（金）

■**問い合わせ・申込先**
弘前市青年交流会実行委員会事務局
（市農業委員会事務局内）へ
☎４０－７１０４

りんご農家等直売活動支援事業

◆**事業内容**
２戸以上のりんご農家などで組織する団体または、家族経営協定を締結した家族が自ら生産したりんごをはじめとした果実など（その加工品を含む）を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助します。



◆**主な採択基準**
自ら生産したりんごをはじめとした果実など（その加工品を含む）を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみの販売などを除く。
◆**補助対象経費**　直売に要する経費（旅費、消耗品費、土地や店舗などの使用料・賃借料など）
◆**補助率（額）**　１／２以内（上限15万円）
■**問い合わせ先**　りんご課販売促進係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

黒星病の防除対策について

【積極的な落葉処理を実施しましょう】
被害落葉は翌年の伝染源となるので、土中に埋めるか、すき込むなど、適正に処理し、菌密度の低下を図ってください。積雪により実施できない場合は、春（消雪後できるだけ早く）に実施してください。
■**問い合わせ先**　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

「青森県りんご協会の養成事業受講をお考えの方へ」

市では、りんご産業振興のため、地域組織活動において中核的役割を果たす人材を養成する右記事業の受講を希望する研修生を推薦しています。
平成30年度の応募を予定されている方は、平成30年産のりんご共済への加入が必須要件となりますので、加入忘れのないようご注意ください。

◆**養成事業**
①青森県りんご産業基幹青年養成事業（研修期間２年）
②青森県りんご病害虫マスター養成事業（研修期間１年）
③青森県りんご剪定士養成事業（研修期間３年）
※なお、①と③については、研修期間中毎年のりんご共済加入が要件となりますのでご注意ください。
■**問い合わせ先**　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

近年続く異常気象に備えて　【りんご共済】　30年産予約加入申込み受付中！

加入プラン	総合短縮方式	特定危険方式（被害限定補償）
補償期間	4月発芽期から11月収穫期までの災害に対応（冬期間の災害を除く）	
対象となる災害	自然災害（水害含む）、鳥獣害など	風害、ひょう害、凍霜害
対象となる被害割合	畑ならし計算型（すべての畑での減収量で計算）は３割以上、畑ごと計算型（畑ごとの減収量で計算）は４割以上の被害から共済金が支払われます。	畑ならし計算型は２割以上、畑ごと計算型は３割以上の被害から共済金が支払われます。
農家負担額（ふじの場合）	畑ならし計算型は１箱およそ95円 畑ごと計算型は１箱およそ69円	畑ならし計算型は１箱およそ51円～78円 畑ごと計算型は１箱およそ39円～59円
	※申込みは箱数単位。負担額は品種・加入方式などによって異なります。	
補償額（ふじの場合）	畑ならし計算型は最高でおよそ１箱2,660円 畑ごと計算型は最高でおよそ１箱2,280円	畑ならし計算型は最高でおよそ１箱3,040円 畑ごと計算型は最高でおよそ１箱2,660円
	※品種によって異なります。	

○弘前市による農家負担額（賦課金を除く）の一部（総合は30％以内、特定３点方式は20％以内、その他は10％以内）の助成を予定しています。
○国が掛金の半分をあらかじめ負担！○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！
★加入を検討している方や内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

■**申込締切**　平成30年３月23日（金）　■**問い合わせ先**　ひろさき広域農業共済組合果樹課　☎２８－５７００

市内の独身農業者の方（男・女）！一緒に会を盛り上げませんか♪

農業次世代人材投資資金(旧名称:青年就農給付金)の手続きについて

次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農直後の経営確立を支援する農業次世代人材投資資金（以下、「資金」と表記）〔経営開始型（最長５年、最大150万円/年)〕を交付します。

資金の交付に関係する要件・手続きなどについては、下記のとおりです。



１．資金を受けるための交付要件

（１）独立・自営就農時年齢が原則45歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

（２）独立・自営就農であること。（具体的には､以下の要件を満たす必要があります）

①農地の所有権または利用権を有している。
（農地の過半が親族からの貸借である場合、交付期間中に所有権移転が必要）

②主要な機械・施設を所有または借りている。

③生産物や生産資材などを自身の名義で出荷・取引する。

④自身の農産物の売上などの経営収支を、自身の名義の通帳及び帳簿で管理する。

（３）作成した青年等就農計画などが、独立・自営就農５年後には農業（直接販売など含む）で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

（４）農地を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入など）を負うこと。

（５）人・農地プランに位置付けられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

（６）生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

（７）原則として、農林水産省が配信している「青年新規就農者ネットワーク（一農ネット)」に加入すること。

２．認定新規就農者になるための青年等就農計画の作成

自身の経営に関して、現状（経営開始１年目）と５年後（経営６年目）の目標と、目標を達成するための取り組みに関する計画を作成してもらいます。

３．資金を受けるための申請

（１）交付申請の際に、下記のすべての書類を提出してもらいます。※④⑨⑩は該当者のみ

①青年等就農計画など（市様式）
認定された青年等就農計画と、資金の申請追加資料を提出してもらいます。

②収支計画（市様式）
自身の経営の６年間の計画を作成してもらいます。

③経営を開始した時期を証明する書類
前述の１.（２）①～④を証明する書類のほか、経営開始と判断される書類（家族経営協定、申告など）をすべて確認し、最も古い日付のもので対応します。

④経営継承する（親族から農地を引き継ぐ）場合に、親族の農業経営に従事してから５年以内に継承したことを証明する（＝農業従事の日付が確認できる）書類
例）離職票、雇用保険受給資格者証、就業証明書、卒業証明書、住民票など

⑤農地及び機械・施設の一覧
農地台帳や様式で対応します。

⑥農地及び機械・施設の取得にかかる証明書類
例）農地：農業委員会の許可証、農地利用集積計画など
機械・施設：購入時の契約書（領収書)、個人との売買・貸借契約書など

⑦農業経営を管理する通帳の写し

⑧青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への登録を証明する書類

⑨確約書
親族からの貸借が経営農地の過半である場合、交付期間中に所有権移転を確約するもの

⑩家族経営協定
夫婦共同申請を希望する場合、夫婦共同経営をするという証明書になります。

※上記の他、履歴書、身分証明書などを提出してもらいます。

４．就農状況報告・現地調査

（１）目的：資金の交付対象者が、適切な農業経営を行っているかの確認を行います。

（２）期間：交付対象期間及び交付対象期間終了後５年間
就農状況報告：７月と１月の年２回
現地調査：４月から翌年２月の間で原則年４回実施

（３）現地調査：栽培中、交付対象者が実際に経営している農地を調査し、適切に管理されているかを確認します。
市・県・ＪＡ・農業委員などによる助言などを行い、改善が見られない場合には、資金が交付停止となります。

■問い合わせ先　農業政策課農業振興係（市役所前川本館３階）
☎４０－０７６７

弘前市青年交流会を、企画・運営する実行委員を募集中！



りんごトラック市の開催について

弘前市近郊の農家がトラックに旬のりんごや農産物などを積んでりんご公園に集結し、直売を行います。お買い上げいただいたお客様には、色々な景品が当たる抽選券を差し上げます。どうぞご家族・ご友人お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

◆日時　11月19日（日）午前９時～午後３時　　**◆場所**　りんご公園第１駐車場（清水富田字寺沢）

■問い合わせ先　弘前市りんご公園（担当：齋藤）　☎３６－７４３９

第24回青森県農業簿記講座

農業経営の改善に非常に役立つ「複式簿記」の講座が開催されます。平成31年から収入保険制度が始まりますが、青色申告が加入条件となっていますので、ぜひご参加ください。



◆開催場所及び日程

【黒石会場】黒石市産業会館
（黒石市市ノ町）☎０１７２－５３－２２６６

11月29日（水）	12月　1日（金）	12月　7日（木）
12月11日（月）	12月14日（木）	

【五所川原会場】五所川原市民学習情報センター
（五所川原市一ツ谷）☎０１７３－３８－５１１５

11月28日（火）	11月29日（水）	12月　5日（火）
12月　7日（木）	12月13日（水）	

【いずれの会場も受講時間は午前10時～午後3時30分】

◆主　催…青森県農業会議、青森県農業青色申告会連合会
◆対象者…複式簿記の習得を希望する認定農業者、認定志向農業者などで、5日間の全日程に参加できる方。
◆受講料…3,000円（全日程、昼食が用意されます）
◆教材費…1,700円（農業経営簿記Ⅰ・Ⅱ、固定資産台帳）教材をお持ちの方は購入する必要はありません。当日お持ちください。
◆その他…筆記用具、電卓をお持ちください。
■問い合わせ・申込先　11月13日（月）までに弘前市担い手育成総合支援協議会（農業政策課農業振興係 市役所前川本館3階）☎４０－０７６７

不動産取得税の徴収猶予制度について

（農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度）

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

◆申請には戸籍謄本、農地法第3条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。
◆農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。
◆贈与者または受贈者が死亡した場合には届出により猶予された納税義務が免除されます。



詳しくは下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先　中南地域県民局県税部課税第二課
☎３２－１１３１　内線２２７

農地転用、その前に・・・
農振除外申出12月15日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』（耕作されていない土地も含む）として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった**耕作以外の目的に使用する場合は**、市が設定している区域から除外するなどの**手続きが必要**となります。

農振除外の手続きは、6か月以上の期間を要します。

また、12月15日を過ぎますと、次回分は平成30年5月1日が締め切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、**農用地の所在する各地区の担当課窓口**で行っています。

■問い合わせ先
【弘前地区】農業政策課計画推進係（市役所前川本館3階）
☎４０－０６５６
【岩木地区】総務課農林係（岩木庁舎1階）
☎８２－１６２１
【相馬地区】総務課農林係（相馬庁舎1階）
☎８４－２１１１

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	726	高屋字本宮477	畑	野菜	7.94a	交渉次第	
	727	八幡字北原12－10	田	休耕	0.56a	交渉次第	
	728	相馬字竜ケ平214－343	畑	休耕	53.13a	総額400,000円	貸借も可10a当たり4,000円
	730	中別所字平山48－145	畑	休耕	13.94a	総額100,000円	貸借も可10a当たり3,000円
	732	十面沢字湯ケ森12－67外1筆	畑	休耕	86.33a	交渉次第	貸借も可10a当たり3,000円～5,000円
	733	撫牛子字宮本762外2筆	田	休耕	2.27a	総額120,000円（交渉次第）	
	734	撫牛子字橋本495－16	畑	休耕	2.44a	総額120,000円（交渉次第）	
	735	撫牛子字宮本106－3	畑	休耕	2.40a	総額120,000円（交渉次第）	
貸したい	729	三和字下池神338	田	休耕	4.36a	10a当たり5,000円	
	731	館後字新田64－1	田	休耕	20.67a	10a当たり5,000円	
	736	鬼沢字山ノ越247－250外1筆	畑	休耕	102.19a	交渉次第	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先
①農業委員会農地係（市役所前川本館3階）☎４０－７１０４
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）☎８４－２１１１内線８０５